

愛知県地域保健医療計画 中間見直し 新旧対照表

*図・表の修正は煩雑になるためタイルに下線・マーカーをしています

新		第6節 移植医療対策	【現状と課題】	課題	現状	旧
1	臓器移植	○ 脣器の移植に関する法律は、平成22(2010)年7月の改正により、臓器移植する場合に限り、脳死を「人の死」と位置づけ、本人の意思が不明な場合は家族の承諾のみで提供が可能となつたほか、15歳未満の子どもからも移植も可能となっています。	○ 現在、移植のために提供できる臓器は、心臓・肺・肝臓・腎臓・小腸及び眼球(角膜)となっています。(表2-6-1)	○ 脣器の移植に関する法律は、平成22(2010)年7月の改正により、「人の死」と位置づけ、本人の意思が不明な場合は家族の承諾のみで提供が可能となつたほか、15歳未満の子どもからも移植も可能となっています。	○ 脣器移植の移植に際する臓器は、平成22(2010)年7月の改正により、「人の死」と位置づけ、本人の意思が不明な場合は家族の承諾のみで提供が可能となつたほか、15歳未満の子どもからも移植も可能となっています。	○ 本人の意思を尊重するとともに、県民に周知し、引き続き臓器提供、意思表示カードの配布等を行いう必要があります。
2	骨髄移植及び末梢血幹細胞移植	○ 脣器の移植に関する法律は、平成22(2010)年7月の改正により、臓器移植する場合に限り、脳死を「人の死」と位置づけ、本人の意思が不明な場合は家族の承諾のみで提供が可能となつたほか、15歳未満の子どもからも移植も可能となっています。	○ 医療機関や医療従事者等に対する移植医療に関する普及啓発を行うため、公益財団法人愛知腎臓財団に県臓器移植連絡調整者(コーディネーター)を設置しています。	○ 脣器の移植に関する法律は、平成22(2010)年7月の改正により、「人の死」と位置づけ、本人の意思が不明な場合は家族の承諾のみで提供が可能となつたほか、15歳未満の子どもからも移植も可能となっています。	○ 本人の意思を尊重するとともに、県民に周知し、引き続き臓器提供、意思表示カードの配布等を行いう必要があります。	○ 15歳未満の子どもからも臓器提供が可能となるなど法改正の概要を広く県民に普及啓発を行う必要があります。

- 本県では、「愛知県骨髓バンクドナー登録推進調整会議」を設置し、骨髓バンクの登録推進の方策について検討しています。
- 骨髓バンクの登録は18歳～54歳までとなっており、登録者(令和2(2020)年3月末現在)は、全国で529,965人、うち本県分は21,597人であり、全国で7番目の登録者数となっています。(表2-6-4)
- 骨髓バンクの登録者を増やすため、県では意識啓発用のパンフレットを作成、配布しています。
- 登録受付窓口は、5保健所(一宮、春日井、半田、衣浦東部、豊川)における定期登録受付、全保健所における特別登録受付及び日赤献血ルーム等における受付となっています。
- 県内の非血縁者間の骨髓移植認定施設は9施設となっています。(表2-6-5)
- 平成8(1996)年度以降に無菌病室施設整備補助を行った施設は7病院15病室となっています。
- 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律が平成24(2012)年9月に成立、平成26(2014)年1月から施行されました。同法の施行により、今後、骨髓バンクは国の許可制になり、安定的な運営を目指す中で、県も必要な協力をに行っていくことになります。
- 本県では、「愛知県骨髓バンクドナー登録推進調整会議」を設置し、骨髓バンクの登録推進の方策について検討しています。
- 骨髓バンクの登録は18歳～54歳までとなっており、登録者(平成29(2017)年3月末現在)は、全国で470,270人、うち本県分は19,706人であり、全国で7番目の登録者数となっています。(表2-6-4)
- 骨髓バンクの登録者を増やすため、県では意識啓発用のパンフレットを作成、配布しています。
- 登録受付窓口は、5保健所(一宮、春日井、半田、衣浦東部、豊川)における定期登録受付、全保健所における特別登録受付及び日赤献血ルーム等における受付となっています。
- 県内の非血縁者間の骨髓移植認定施設は9施設となっています。(表2-6-5)
- 平成8(1996)年度以降に無菌病室施設整備補助を行った施設は7病院15病室となっています。
- 骨髓移植の実施に必要な無菌病室を更に整備する必要があります。
- 骨髓移植の実施に必要な無菌病室を更に整備する必要があります。

【今後の方策】

- 公益財団法人愛知腎臓財團や公益財団法人愛知県アイバンク協会と協力して、県民の理解を得るために普及啓発に努めています。
- 骨髓バンクドナー登録者は55歳をもつて登録から削除されることから、登録の普及啓発と機会の拡大に努め、年間1,000人を目標として新規登録者の確保を図っています。
- 骨髓移植施設等において骨髓移植の実施に必要な無菌病室を整備し、県内の骨髓移植の実施体制の充実を図っています。

【目標値】	
骨髓バンクドナー新規登録者 1,474人 (過去5年の平均値)	年間1,000人

表2-6-1 脳器提供の意思表示

脳死からの 臓器提供	心臓・肺・肝臓・腎臓・ 脾臓・小腸・眼球(角膜)	本人が提供を拒否しておらず、遺族が提供 を承諾する場合に可能
心臓停止後 の臓器提供	脳臓・腎臓・眼球(角膜)	

【今後の方策】

- 公益財団法人愛知腎臓財團や公益財団法人愛知県アイバンク協会と協力して、県民の理解を得るために普及啓発に努めています。
- 骨髓ドナー登録者は55歳をもつて登録から削除されることから、登録の普及啓発と機会の拡大に努め、年間1,000人を目標として新規登録者の確保を図っています。
- 骨髓移植施設等において骨髓移植の実施に必要な無菌病室を整備し、県内の骨髓移植の実施体制の充実を図っています。

【目標値】	
骨髓ドナー 新規登録者 889人 (過去5年の平均値)	年間1,000人

表2-6-1 脳器提供の意思表示

脳死からの 臓器提供	心臓・肺・肝臓・腎臓・ 脾臓・小腸・眼球(角膜)	本人が提供を拒否しておらず、遺族が提供 を承諾する場合に可能	本人が提供を拒否しておらず、遺族が提供 を承諾する場合に可能
心臓停止後 の臓器提供	脳臓・腎臓・眼球(角膜)		

表2-6-2 県内の臓器移植施設(令和2年3月未現在)

医療圏	病院名	所在地	病床数	備考
名古屋・尾張中部	名古屋市立東部医療センター 第1赤十字病院 (国)名古屋医療センター 名大附属病院 第一赤十字病院 名市大病院 名古屋経済会病院 藤田医科大学病院 中京病院	千種区 中村区 中区 昭和区 昭和区 緑地区 川口区 川口区	498 852 726 1,080 812 800 602 370	- ○ - ○ ○ ○ ○ ○
海	厚生連海南病院	弥富市	540	○
尾張東部	公立鴨生病院 藤田医科大学病院 愛知医大病院	瀬戸市 豊明市 長久手市	633 1,435 900	- ○ ○
尾張西部	一宮市民病院 総合大難会病院	一宮市	594	○
尾張北部	春日井市民病院 小牧市民病院	春日井市 小牧市	379 558 520	- ○ ○
知多半島	山笠半田病院	半田市	499	○
西三河北部	厚生連豊田厚生病院 トヨタ記念病院	豊田市 豊田市	606 527	- ○
西三河南部東	岡崎市民病院	岡崎市	715	○
西三河南部西	刈谷豊山総合病院	刈谷市	704	○
東三河南部	豊橋市民病院	豊橋市	800	○
計			203,所	
計	24かい所			

注：臓器提供施設として体制が整っていると回答した施設のうち公表を承諾した施設(厚生労働省調べ)
備考欄○…18歳未満の場合も含め、提供施設としての体制を整えている施設
…18歳以上の場合は限り、提供施設としての体制を整えている施設

表2-6-3 移植関係学会合同委員会により選定された臓器移植施設(令和2年6月5日現在)

臓器	名	所在地	備考
心臓	名大附属病院など11施設	名大附属病院など10施設	(県内:1施設)
肺	岡山大学病院など10施設	岡山大学病院など10施設	(県内なし)
肝臓	名大附属病院など55施設	第二赤十字病院・藤田保健衛生大病院など18施設	(県内:12施設)
脾臓	第二赤十字病院・藤田保健衛生大病院など12施設	名大附属病院など12施設	(県内:1施設)
小腸	名大附属病院など12施設	名大附属病院・第一赤十字病院・中京病院・藤田保健衛生大病院・愛知医大病院・小牧市民病院・岡崎市民病院・豊橋市民病院など130施設	(県内:8施設)
腎臓	第二赤十字病院・藤田医大病院など12施設	(県内:1施設)	(県内:2施設)
小腸	名大附属病院など12施設	(県内:1施設)	(県内なし)
腎臓	名大附属病院・第二赤十字病院・中京病院・藤田保健衛生大病院・愛知医大病院・小牧市民病院・岡崎市民病院・豊橋市民病院など130施設	(県内:8施設)	(県内:3施設)

注：肺の移植実施設のうち、国立循環器病研究センターは心肺同時移植のみ移植可能。

表2-6-2 県内の臓器提供施設(平成29年3月末現在)

医療圏	病院名	所在地	病床数	備考
名古屋・尾張中部	第一赤十字病院 (国)名古屋医療センター 名大附属病院 第一赤十字病院 名市大病院 名古屋経済会病院 藤田医科大学病院 中京病院	中村区 中区 昭和区 昭和区 緑地区 川口区 川口区	852 1,035 812 808 662 370 663	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
海	厚生連海新病院	海部	540	○
尾張東部	公立鴨生病院 藤川保健衛生大病院	尾張東部	701 1,435	○ ○
尾張西部	総合大難会病院	尾張西部	322	-
尾張北部	春日井市民病院	尾張北部	562 558	- ○
知多半島	市立半田病院	知多半島	499	○
西三河北部	厚生連豊田厚生病院	西三河北部	606	-
西三河南部東	剛崎市民病院	西三河南部東	715	○
西三河南部西	刈谷豊山総合病院 厚生連安城厚生病院	西三河南部西	710 749	○ ○
東三河南部	豊橋市民病院	東三河南部	800	○
計	203,所			

表2-6-3 移植関係学会合同委員会により選定された臓器移植施設(平成29年6月2日現在)

臓器	名	所在地	備考
心臓	名大附属病院など10施設	名大附属病院など10施設	(県内:1施設)
肺	岡山大学病院など10施設	岡山大学病院など10施設	(県内なし)
肝臓	第二赤十字病院・藤田保健衛生大病院など18施設	第二赤十字病院・藤田保健衛生大病院など18施設	(県内:12施設)
脾臓	名大附属病院など12施設	名大附属病院・第一赤十字病院・中京病院・藤田保健衛生大病院・愛知医大病院・小牧市民病院・岡崎市民病院・豊橋市民病院など130施設	(県内:8施設)
小腸	名大附属病院など12施設	(県内:1施設)	(県内なし)
腎臓	名大附属病院など55施設	(県内:1施設)	(県内:2施設)

注：肺の移植実施設のうち、国立循環器病研究センターは心肺同時移植のみ移植可能。

臓器	名	所在地	備考
心臓	岡山大学病院など11施設	岡山大学病院など10施設	(県内:1施設)
肺	名大附属病院など10施設	名大附属病院など10施設	(県内なし)
肝臓	第二赤十字病院など55施設	第二赤十字病院・藤田保健衛生大病院など18施設	(県内:12施設)
脾臓	第二赤十字病院・藤田保健衛生大病院など12施設	名大附属病院など12施設	(県内:1施設)
小腸	名大附属病院など12施設	(県内:1施設)	(県内なし)
腎臓	名大附属病院・第二赤十字病院・中京病院・藤田保健衛生大病院・愛知医大病院・小牧市民病院・岡崎市民病院・豊橋市民病院など130施設	(県内:8施設)	(県内:3施設)

注：肺の移植実施設のうち、国立循環器病研究センターは心肺同時移植のみ移植可能。

愛知県地域保健医療計画 中間見直し 新旧対照表

*図・表の修正は煩雑になるためタイルに下線・マーカーをしています

新		旧	
第7節 難病対策・アレルギー疾患対策		第7節 難治性疾患・アレルギー疾患対策	
<p>1 難病対策</p> <p>【現状と課題】</p> <p>課題</p>	<p>1 「難病の患者に対する医療等に関する法律」</p> <p>【現状と課題】</p> <p>現状</p> <p>課題</p>	<p>1 「難病の患者に対する医療等に関する法律」</p> <p>○ わが国における難病対策の開始から40年以上が経過し、難病の疾病間での不公平感や難病患者に対する総合的な支援施策の不足等の課題が顕在化してきたことから、平成27(2015)年1月1日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」(平成26年法律第50号)(以下「難病法」という。)が施行され、新たな難病対策が実施されています。</p> <p>○ 難病法の基本理念として、難病の治療研究を進め、疾病の克服を目指すとともに、難病患者の社会参加を支援し、難病にかかるても地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現を目指すことが示されています。</p> <p>2 難病患者への医療費の公費負担状況</p> <p>○ 難病法第5条第1項に基づき、国が定めた指定難病(330疾病)に罹患しており、かつ、その病状が一定程度以上の患者または指定難病に係る医療費が高額な患者に対して医療費の支給等を行っています。(表2-7-1)</p> <p>○ 特定疾患から指定難病に移行しながらスモン始め4疾患及び県単独の2疾患について特定疾患医療給付事業を継続実施しています。</p>	<p>1 「難病の患者に対する医療等に関する法律」</p> <p>○ わが国における難病対策の開始から40年以上が経過し、難病の疾病間での不公平感や難病患者に対する総合的な支援施策の不足等の課題が顕在化してきたことから、「難病の患者に対する医療等に関する法律」(平成26年法律第50号)(以下「難病法」という。)が施行され、新たな難病対策が実施されています。</p> <p>○ 難病法の基本理念として、難病の治療研究を進め、疾病の克服を目指すとともに、難病患者の社会参加を支援し、難病にかかるとともに地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現を目指すことが示されています。</p> <p>2 難病患者への医療費の公費負担状況</p> <p>○ 難病患者は療養生活が長期間にわたることが多いいため、今後も国の施策と整合性を保つつつ、患者の医療費負担の軽減を図必要があります。</p> <p>○ 難病患者は療養生活が長期間にわたることが多いいため、今後も国の施策と整合性を保つつつ、患者の医療費負担の軽減を図ります。</p>

3 難病医療提供体制の推進	<p>○ 難病患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るとともに、難病の患者及びその家族が地域で安心して暮らすことのできる環境の整備を目的として、「愛知県難病医療連絡協議会」を設置し、難病診療連携拠点病院・難病医療協力病院を中心として地域医療機関の連携による難病医療提供体制の推進を図っています。</p> <p>○ 難病診療連携拠点病院においては、患者等からの難病の診療に関する相談対応や、医療従事者向けの研修や難病患者の就労支援に関する研修を行っています。</p>	<p>4 難病患者地域ケアの推進</p> <p>○ 保健所の広域的、専門的・技術的機能を強化し、保健所を中心には、保健・医療・福祉が一体となった難病患者地域ケアを実施しています。</p> <p>○ 平成11(1999)年3月に在宅重症難病患者が適時・適切に入院できるように難病医療ネットワークを整備し、難病患者に必要な設備整備を行うとともに、拠点・協力病院と地域の医療機関との連携の充実・強化を図ります。</p>	<p>4 難病患者地域ケアの推進</p> <p>○ 保健所では、地域課題の共有や体制整備等を目的とした難病対策地域協議会を開催するなどとともに、難病患者・家族を対象にした患者家族教室の開催、在宅難病患者を対象に療養支援計画の策定・評価、保健師等による要支援患者の訪問相談などを実施しています。</p> <p>○ 談室（難病相談・支援センター）を常設し、専門医の医療相談、医療ソーシャルワーカーによる療養・生活相談を行っています。</p> <p>○ 県内の専門医等で組織する愛知県特定疾患研究協議会に難病患者の地域ケアに開催する研究を委託するとともに、愛知県医師会等と共に難病講習会を開催し、難病に関する知識普及を行っています。</p>	<p>5 福祉サービスの提供</p> <p>○ 障害者総合支援法の施行により、平利用者一人ひとりの実情</p>
	<p>○ 難病患者が症状や病気の進行状況に応じ、専門的・系統的に治療が受けられるよう、拠点・協力病院と地域の医療機関との連携の充実・強化を図ります。</p>	<p>○ 保健所の広域的、専門的・技術的機能を強化し、保健所を中心には、保健・医療・福祉が一体となつた難病患者地域ケアを推進し、在宅難病患者のQOLを重視した在宅ケアを進めます。</p> <p>○ 長期在宅療養者やその家族のQOLの維持・向上を図るため、保健・医療・福祉の連携は不可欠であり、地域住民に密着したきめ細かな対応が必要です。</p> <p>○ 医師や看護師等の医療職のみならず、保健・福祉従事者への知識の普及や啓発を今後も継続することが必要です。</p>	<p>○ 保健所の広域的、専門的・技術的機能を強化し、保健所を中心には、保健・医療・福祉が一体となつた難病患者地域ケアを推進し、在宅難病患者のQOLを重視した在宅ケアを進めます。</p> <p>○ 愛知県医師会が医師会館内に難病相談室（難病相談・支援センター）を常設し、専門医の医療相談、医療ソーシャルワーカーによる療養・生活相談を行っています。</p> <p>○ 県内の専門医等で組織する愛知県特定疾患研究協議会に難病患者の地域ケアに開催する研究を委託するとともに、愛知県医師会等と共に難病講習会を開催し、難病に関する知識普及を行っています。</p>	<p>○ 福祉サービスの提供</p> <p>○ 障害者総合支援法の施行により、平利用者一人ひとりの実情</p>

成 25(2013) 年 4 月から障害者の範囲に難病が加わっています。

に応じ適切な障害福祉サービスが提供されるよう、保健サービスと福祉サービスの密接な連携が必要となります。

成 25(2013) 年 4 月から障害者の範囲に難病が加わっています。

に応じ適切な障害福祉サービスが提供されるよう、保健サービスと福祉サービスの密接な連携が必要となります。

【今後の方策】

- 県 Web ページ等により県民への普及啓発を行うとともに、県医師会の難病相談室への支援を通じて、治療や療養生活、経済的な問題や両立支援などの相談に対応していきます。
- 国の施策と整合性を保ち、患者の医療費負担の軽減を図っていきます。
- 難病医療連絡協議会等を活用し、拠点・協力病院と地域の医療機関との連携充実・強化を図っていきます。
- 保険・医療・福祉が一体となつた難病患者のケアを保健所等が中心となることにより、在宅難病患者の QOL の向上を目指します。
- 研修等を開催し、医療、保険、福祉従事者への知識の普及を図ります。

【今後の方策】

- 国の施策に合わせて医療費の公費負担の対象疾病などを見直し、事業の充実に努めます。
- 保健所が中心となつて行う難病患者地域ケア推進事業を継続して実施します。

表 2-7-1 標健所別指定難病等認定患者数(平成 31 年度末)

区分	計	名古屋・東三河	尾張	知多	西三河	西部	東三河	東三河
新規登録	46,615	3,024	3,460	3,460	3,460	3,460	3,460	3,460
既存登録	57	5	3	6	1	2	2	2
新規登録	37	1	3	6	3	1	11	14
既存登録	26,172	3,100	2,599	2,651	1,598	2,031	1,607	1,619
合計	26,172	3,100	2,599	2,651	1,598	2,031	1,607	1,619
※	46,617	3,024	3,460	3,460	3,460	3,460	3,460	3,460

表 2-7-1 医療圏別指定難病等認定患者数(平成 28 年度末)

区分	計	名古屋・東三河	尾張	知多	西三河	西部	東三河	東三河
新規登録	46,202	15,537	2,131	3,280	3,315	4,785	3,646	3,673
既存登録	63	18	2	4	5	9	6	2
新規登録	16	192	46	2	10	5	15	0
既存登録	16	46	2	10	5	13	21	0
合計	46,457	15,601	2,135	3,284	3,325	4,787	3,673	3,700
※	46,457	15,601	2,135	3,284	3,325	4,787	3,673	3,700

* 「指定難病」の名古屋市分については、H30.4 から大都市特別により移譲した。

2 アレルギー疾患対策 【現状と課題】

1 アレルギー疾患

課題

現状

- アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、平成27(2015)年12月25日に「アレルギー疾患対策基本法」(平成26年法律第98号)が施行されました。
- アレルギー疾患（気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギー等）を有する人は、しばしば発症、増悪、軽快、覚解、再燃を不定期に繰り返し、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがあります。

2 アレルギー疾患医療連絡協議会

- 平成30(2018)年10月1日に、地域におけるアレルギー疾患対策を推進するため、愛知県アレルギー疾患医療連絡協議会を設置し、地域におけるアレルギー疾患の実情を把握し、情報提供、人材育成等の施策の企画、立案や実施等を行っています。

3 愛知県アレルギー疾患医療拠点病院

- 平成30年(2018)年10月1日に、県のアレルギー疾患医療の中⼼的役割を担う愛知県アレルギー疾患医療拠点病院を6病院指定しました。

2 アレルギー疾患対策 【現状と課題】

課題

現状

- アレルギー疾患有する人が居住地域に関わらず、等しく適切な医療を受けることができる体制の整備等、総合的なアレルギー疾患対策の推進が求めています。
- アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、平成27(2015)年12月25日に「アレルギー疾患対策基本法」(平成26年法律第98号)が施行されました。
- アレルギー疾患（気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギー等）を有する人は、しばしば発症、増悪、軽快、覚解、再燃を不定期に繰り返し、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがあります。

(新規)

(新規)

- アレルギー疾患有する人が居住地域に関わらず、等しく適切な医療を受けることができる体制の整備等、総合的なアレルギー疾患対策の推進が求めています。
- 本県として地域の実情を把握し、医療関係者、アレルギー疾患有する人及び、その他の関係者の意見を参考に、地域のアレルギー疾患対策の施策を策定する必要があります。

【今後の方策】

- アレルギー疾患有する人が居住地域に関わらず、等しく適切な医療を受けることができるよう、愛知県アレルギー疾患医療センターとした体制の充実を図ってまいります。
- 県として地域の実情を把握し、医療関係者、アレルギー疾患有する人及び、その他の関係者の意見を参考に、地域のアレルギー疾患対策の施策の策定を目指します。

用語の解説

難病

難病対策は、国が昭和47(1972)年に策定した「難病対策基綱」に基き統一的な取組が開始され、医療・保健・福祉の総合的な対策の推進が図られてきましたが、難病対策の開始から10年以上が経過し、難病の診断までの不公平感や難病患者に対する総合的な支援施策の不足等の課題が顕在化してきたことから、國において直面しが行われました。(平成26(2014)年5月30日、「難病法」(平成26年法律第50号)が公布、平成27(2015)年1月1日に施行され、新たな難病対策が実施されています。

難病法に定める難病の定義としては、以下のように示されています。

- ・発病の機構が明らかではなく
- ・治療方法が確立していない
- ・長期間の療養を必要とするもの
- ・希少な疾病であって
- このうち、以下の要件の全てを満たすものとして、厚生科学審議会の意見を聽いて厚生労働大臣が医療助成等の対象に指定するとき。
- ・患者が本邦において一定の人数に達しないこと。
- ・客観的な診断基準(又はそれに準ずるもの)が確立していること。

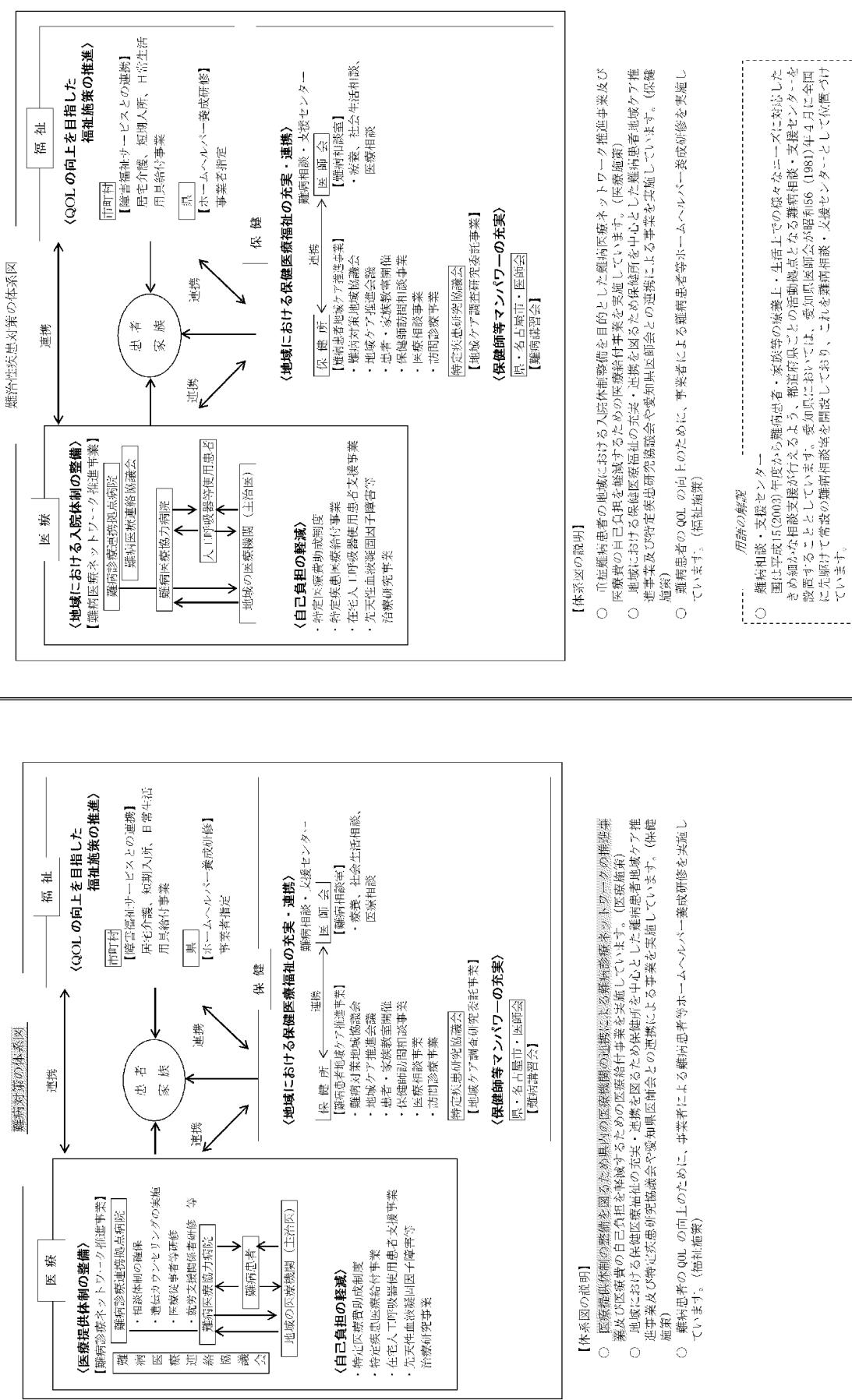
難病相談・支援センター

国は平成15(2003)年度から難病患者・家族等の取扱上・生活上の様々なニーズに対応したきめ細かな相談支援を行っています。愛知県においては、愛知県医師会が昭和56(1981)年4月に全国に先駆けて常設の難病相談・支援センターとして位置づけています。

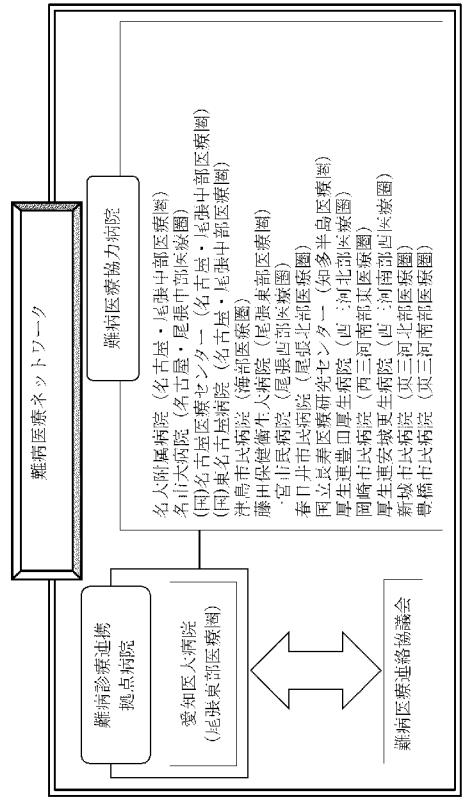
【今後の方策】

- アレルギー疾患対策について、平成30年度から「愛知県アレルギー疾患医療連絡協議会」を設置し、アレルギー疾患施策全般の充実を図ってまいります。

(翌々ページから移動)



愛知県難病医療ネットワーク（令和2年4月1日時点）



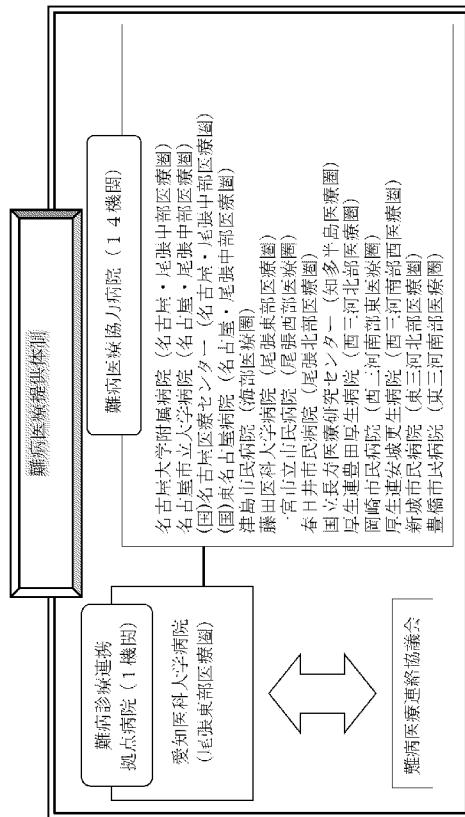
(前々ページへ移動)

用語の解説

○ 難病

難病対策は、国が昭和47(1972)年に策定した「難病対策要綱」に基づき統一的な取組が開始され、医療・保健・福祉の総合的な対策の推進が図られてきましたが、難病対策の開始から40年以上が経過し、難病の実施部門での不公平や難病患者に対する総合的な支援施策の不足等の課題が顕在化してきたことから、国において見直しが行われ、平成26(2014)年5月30日に「難病法」(平成26年法律第50号)が公布、平成27(2015)年1月1日に施行され、新たな難病対策が実施されています。

難病法に定める難病の定義としては、以下のように定められています。
 • 先病の機構が明らかではなく
 • 少少な疾患であって
 • 長期の療養を必要とするもの
 このうち、以下の要件の全てを満たすものを、患者の専門家が開いた評議会の意見を聽いて厚生労働大臣が医療助成等の対象に指定するとされています。
 • 患者が本邦において一定の人数に達しないこと。
 • 客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立していること。



愛知県地域保健医療計画 中間見直し 新旧対照表

*図・表の修正は煩雑になるためタイルに下線・マーカーをしています

新		旧	
第8節 感染症・結核対策		第8節 感染症・結核対策	
1 感染症対策	1 【現状と課題】	1 感染症発生動向調査事業の活用	1 【現状と課題】
1 感染症発生動向調査事業の活用	1 感染症発生動向調査事業の活用	<p>○ 地域における感染症の発生を的確に把握する必要があります。</p> <p>○ 感染症法に規定された感染症のうち、医師から届出義務のある<u>90疾患</u>の他、<u>25疾患</u>について届出をしていただく医療機関（指定届出機関）を指定し、患者発生の動向を早期に把握するとともに、週単位にとりまとめ、感染症情報をホームページにより毎週公表しています。なお、特定の感染症について、大きな流行が発生した場合は予測される場合は、随時プレス発表を行い、県民に対して注意を喚起しています。また、感染症法施行規則に規定された五類感染症については、定期的に検体を提出していたらく医療機関（指定提出機関）を指定し、提出された検体について検査を実施し、疫学調査の強化を行っています。</p>	<p>○ 地域における感染症の発生を的確に把握する必要があります。</p> <p>○ 感染症法に規定された感染症のうち、医師から届出義務のある<u>87疾患</u>の他、<u>27疾患</u>について届出をしていただく医療機関（指定届出機関）を指定し、患者発生の動向を早期に把握するとともに、週単位にとりまとめ、感染症情報をホームページにより毎週公表しています。なお、特定の感染症について、大きな流行が発生した場合は予測される場合は、随時プレス発表を行い、県民に対して注意を喚起しています。また、感染症法施行規則に規定された五類感染症については、定期的に検体を提出していたらく医療機関（指定提出機関）を指定し、提出された検体について検査を実施し、疫学調査の強化を行っています。</p>
2 積極的疫学調査の実施	2 積極的疫学調査の実施	<p>○ 感染症の患者が発生、又はその疑いがあり、感染症のまん延防止を図るために必要がある場合には、患者本人や接触者等を対象に、発症前後の行動調査や健康診断を行っています。また、検査の必要性が認められる場合には、患者等に対して検体等の提出を求めます。</p>	<p>○ 実施に当たっては、プライバシーに十分に配慮する必要があります。</p> <p>○ 感染症の患者が発生、又はその疑いがあり、感染症のまん延防止を図るために必要がある場合には、患者本人や接触者等を対象に、発症前後の行動調査や健康診断を行っています。また、検査の必要性が認められる場合には、患者等に対して検体等の提出を求めます。</p>
3 予防接種の実施	3 予防接種の実施	<p>○ 特定の病気について、発病防止、症</p>	<p>○ 特定の病気について、発病防止、症</p>
		○ 予防接種法に基づく定	○ 予防接種法に基づく定

<p>状の軽減、まん延の防止を目的として予防接種が行われています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予防接種法に基づき、市町村長は、ジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、Hib感染症、小児の肺炎、破傷風、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、水痘、B型肝炎、インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌感染症について、予防接種を実施することとされています。(表2-8-1) 	<p>期の予防接種は、各市町村長が実施する事業です。この予防接種率の向上に向けて、接種対象者やその保護者に対する有効な啓発を実施していく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予防接種法に基づき、市町村長は、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎(ポリオ)、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、水痘、B型肝炎、インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌感染症について、予防接種を実施することとされています。(表2-8-1) ○ 平成26(2014)年4月から、かかりつけ医が住所地の市町村以外にいる場合など、住所地の市町村内の医療機関で接種できない場合に、県内の協力医療機関で予防接種を受けられるよう、各市町村及び医師会と連携して、愛知県広域予防接種事業を実施しています。
<p>期の予防接種は、各市町村長が実施する事業です。この予防接種率の向上に向けて、接種対象者やその保護者に対する有効な啓発を実施していく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予防接種法に基づき、市町村長は、ジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、Hib感染症、小児の肺炎、破傷風、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、水痘、B型肝炎、インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌感染症について、予防接種を実施することとされています。(表2-8-1) ○ 平成26(2014)年4月から、かかりつけ医が住所地の市町村以外にいる場合など、住所地の市町村内の医療機関で接種できない場合に、県内の協力医療機関で予防接種を受けられるよう、各市町村及び医師会と連携して、愛知県広域予防接種事業を実施しています。 	<p>4 感染症病床の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新感染症の患者の入院を担当させる病院(特定感染症指定医療機関)として国と連携の上1施設を、エボラ出血熱等の一類感染症の患者の入院を担当せる病院(第一種感染症指定医療機関)として1施設を、中東呼吸器症候群(MERS)等の二類感染症の患者の入院を担当させる病院(第二種感染症指定医療機関)として10施設を指定し、感染症病床を72床確保しています。(表2-8-3、2-8-4)

【今後の方策】

- 地域における感染症の発生動向を的確に把握できるように指定届出機関を指定し、効果的な感染症情報の公表に努めます。
- 定期の予防接種を受けることの必要性について、県のホームページ等を利用して啓発します。
- 保健所と感染症指定医療機関の相互連携を密にし、速やかに患者を入院措置できるよう、関係機関と協議を進めています。

【今後の方策】

- 地域における感染症の発生動向を的確に把握できるように指定届出機関を指定し、効果的な感染症情報の公表に努めます。
- 定期の予防接種を受けることの必要性について、県のホームページ等を利用して啓発します。
- 保健所と感染症指定医療機関の相互連携を密にし、速やかに患者を入院措置できるよう、関係機関と協議を進めています。

表2-8-2 特定感染症指定医療機関

感染症指定医療機関	感染症病床数(床)
常滑市民病院	2

表2-8-3 第一種感染症指定医療機関

感染症指定医療機関	感染症病床数(床)
第一赤十字病院	2

表2-8-4 第二種感染症指定医療機関

医療圏	感染症指定医療機関	感染症病床数(床)
名古屋・尾張中部	市立東部医療センター・厚生連海南病院	10
海	公立臨生病院	6
尾張東部	一宮市民病院	6
尾張西部	春日井市民病院	6
尾張北部	厚生連知多厚生病院	6
知多半島	厚生連豊田厚生病院	6
西三河北部	厚生連豊田厚生病院	6
西三河南部東	一	—
西三河南部西	刈谷豊田総合病院	6
東三河北部	豊橋市民病院	10
東三河南部	計	62

注) 西三河南部東医療圏の感染症指定医療機関（愛知病院）は新型コロナウイルス感染症の専門病院として運用中。

表2-8-2 特定感染症指定医療機関

感染症指定医療機関	感染症病床数(床)
常滑市民病院	2

表2-8-3 第一種感染症指定医療機関

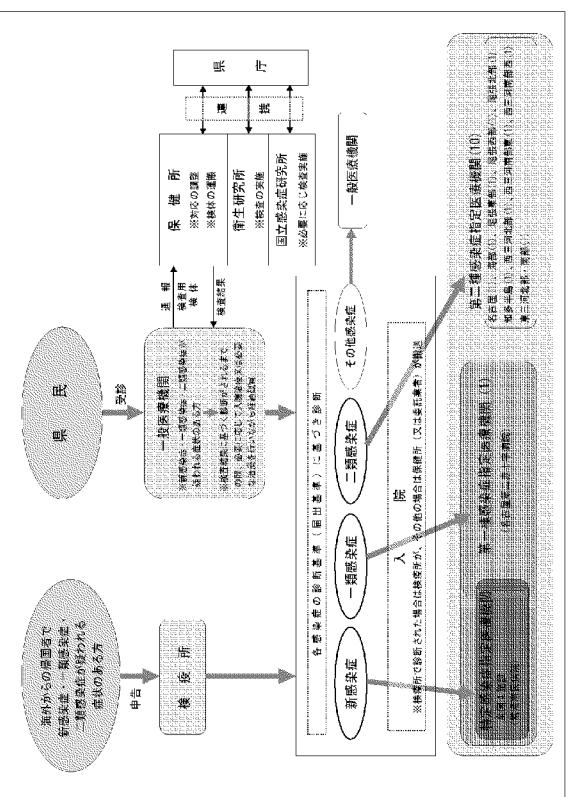
感染症指定医療機関	感染症病床数(床)
第一赤十字病院	2

表2-8-4 第二種感染症指定医療機関

医療圏	感染症指定医療機関	感染症病床数(床)
名古屋・尾張中部	市立東部医療センター・厚生連海南病院	10
海	公立臨生病院	6
尾張東部	一宮市民病院	6
尾張西部	春日井市民病院	6
尾張北部	厚生連知多厚生病院	6
知多半島	厚生連豊田厚生病院	6
西三河北部	厚生連豊田厚生病院	6
西三河南部東	一	—
西三河南部西	刈谷豊田総合病院	6
東三河北部	豊橋市民病院	10
東三河南部	計	68

—— 新感染症・一類感染症・二類感染症（結核を除く）患者に対する医療体制図

—— 新感染症・一類感染症・二類感染症（結核を除く）患者に対する医療体制図



【体系図の説明】

- 検疫所では、検疫法に基づき診察が行われ、患者であることが確認された場合には、同法に基づき、患者に対して隔離等の措置（入院）が行われます。
- なお、二類感染症にあつて、検疫法に基づく診察の対象となるものは、中東呼吸器症候群（MERS）及び鳥インフルエンザ（H7N9）です。
- 感染症法では、新感染症にかかる患者、一類感染症の患者又は無症状病原体保有者を診断したときは、直ちに最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならないとされています。
- 感染症法に基づき、医師に届け出の義務がある感染症については、厚生労働省が届出規制を設けており、その中で診断の根拠となる内容を定めています。
- なお、新感染症については、現時点では未知の感染症ですので、発生した場合にWHOが定める症例定義に基づき、厚生労働省が新たに届出手準を設けることになります。

【体系図の説明】

- 検疫所では、検疫法に基づき診察が行われ、患者であることが確認された場合には、同法に基づき、患者に対して隔離等の措置（入院）が行われます。
- なお、二類感染症にあつて、検疫法に基づく診察の対象となるものは、中東呼吸器症候群（MERS）及び鳥インフルエンザ（H5N1又はH7N9）です。
- 感染症法では、新感染症にかかる患者、一類感染症の患者又は無症状病原体保有者を診断したときは、直ちに最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならないとされています。
- 感染症法に基づき、医師に届け出の義務がある感染症については、厚生労働省が届出規制を設けており、その中で診断の根拠となる内容を定めています。
- なお、新感染症については、現時点では未知の感染症ですので、発生した場合にWHOが定める症例定義に基づき、厚生労働省が新たに届出手準を設けることになります。

用語の解説

感染症法に基づく分類

- 一類感染症
感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ベスト、マールブルグ病、ラッサ熱）
- 二類感染症
感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症（急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中耳呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（H5 N 1 又は H7 N 9））
- 二類感染症
感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こし得る感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス）
- 四類感染症
動物、飲食物等の物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症（E型肝炎、ウェス�ナイル熱、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オウム病、回帰熱、Q熱、狂犬病、鳥インフルエンザ（H5 N 1 及び H7 N 9 を除く。）、つっかせし病等 計 44 疾病）
- 五類感染症
感染症発生先生向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般市民や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症（アメバ赤痢、クリプトスボリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、後天性免疫不全症候群、梅毒、破傷風、麻疹、咽喉結膜熱、感染性胃腸炎、性器クラミジア感染症、メチシリソ耐性黄色ブドウ球菌感染症等 計 17 疾病）
- 五類感染症
感染症発生先生向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般市民や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症（アメバ赤痢、クリプトスボリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、後天性免疫不全症候群、梅毒、破傷風、麻疹、咽喉結膜熱、感染性胃腸炎、性器クラミジア感染症、メチシリソ耐性黄色ブドウ球菌感染症等 計 18 疾病）

用語の解説

感染症法に基づく分類

- 一類感染症
感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ベスト、マールブルグ病、ラッサ熱）
- 二類感染症
感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症（急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中耳呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（H5 N 1 又は H7 N 9））
- 二類感染症
感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こし得る感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス）
- 四類感染症
動物、飲食物等の物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症（E型肝炎、ウェス�ナイル熱、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オウム病、回帰熱、Q熱、狂犬病、鳥インフルエンザ（H5 N 1 及び H7 N 9 を除く。）、つっかせし病等 計 44 疾病）
- 五類感染症
感染症発生先生向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般市民や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症（アメバ赤痢、クリプトスボリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、後天性免疫不全症候群、梅毒、破傷風、麻疹、咽喉結膜熱、感染性胃腸炎、性器クラミジア感染症、メチシリソ耐性黄色ブドウ球菌感染症等 計 17 疾病）
- 新型インフルエンザ等感染症
新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザ）及び再興型インフルエンザ（かつて世界的に流行したインフルエンザであつてその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したもの）

いずれも、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされています。

2 エイズ対策 【現状と課題】

課題

1 HIV感染者、エイズ患者の増加

- わが国におけるHIV感染者及びエイズ患者の報告数は構造が続いているが、平成30年より減少しており、令和元(2019)年の報告数は1,219件で過去14番目でした。
- 本県における令和元(2019)年の報告数は、95件であり、令和元(2019)年末までの累積報告数は1,969件に上っています。(表2-8-4)
- 年代別では、20歳代が502件(約25%)、30歳代が683件(約35%)と多くを占めています。

表2-8-4
HIV感染者、エイズ患者報告数の推移
(名古屋市、中核市を含む)

年	報告数(件)
平成26年	99
平成27年	105
平成28年	99
平成29年	67
平成30年	102
令和元年	95
累計	1,969

*累計は昭和63年から平成28年の報告数の合計

2 エイズ治療拠点病院の整備

- HIV感染者、エイズ患者の治療を積極的に実施する医療機関として、14病院をエイズ治療拠点病院として選定し、公表しています。(表2-8-5)

3 中核拠点病院医師等研修の実施

- エイズ治療を行う人材を育成するため、独立行政法人国立国際医療研究セ

2 エイズ対策 【現状と課題】

課題

1 HIV感染者、エイズ患者の増加

- わが国におけるHIV感染者及びエイズ患者の報告数は構造が続いているが、平成28(2016)年の報告数は1,448件で過去9番目でした。

本県における平成28(2016)年の報告数は、102件であり、平成28(2016)年末までの累積報告数は1,708件に上っています。(表2-8-4)

年代別では、20歳代が433件(約25%)、30歳代が597件(約35%)と多くを占めています。

表2-8-4
HIV感染者、エイズ患者報告数の推移
(名古屋市、中核市を含む)

年	報告数(件)
平成23年	126
平成24年	119
平成25年	98
平成26年	99
平成27年	105
平成28年	102
累計	1,708

*累計は昭和63年から平成28年の報告数の合計

2 エイズ治療拠点病院の整備

- HIV感染者、エイズ患者の治療を積極的に実施する医療機関として、14病院をエイズ治療拠点病院として選定し、公表しています。(表2-8-5)

- エイズ治療を行いう人材を育成するため、独立行政法人国立国際医療研究セ

2 エイズ対策 【現状と課題】

課題

1 HIV感染者、エイズ患者の増加

- 平成23年以降、HIV感染者及びエイズ患者の報告数は構造が続いているが、今後とも継続して知識啓発を実施していく必要があります。
- 施策の実施において特別な配慮が必要とする個別施策層(青少年、同性愛者等)に対しては、NGO等と連携し、HIVに感染する危険性の低い性行動を浸透させていく必要があります。
- エイズを発症してから初めてHIV感染が確認される事例、いわゆる“いきなりエイズ”的割合が年間報告数の30%前後あります。HIV感染の早期発見は、個人においては早期治療・発病予防に、社会においては感染の拡大防止に結びつくことから、“いきなりエイズ”的割合を減らしていく必要があります。

- 初めてHIV感染が確認される事例、いわゆる“いきなりエイズ”的割合が年間報告数の30%前後あります。HIV感染の早期発見は、個人においては早期治療・発病予防に、社会においては感染の拡大防止に結びつくことから、“いきなりエイズ”的割合を減らしていく必要があります。
- HIV感染者、エイズ患者の治療が(国)名古屋医療センターに集中しているため、エイズ治療が進まない拠点病院の機能を強化する必要があります。

- HIV感染者、エイズ患者の治療が(国)名古屋医療センターに集中しているため、エイズ治療が進まない拠点病院の機能を強化する必要があります。

ンターエイズ治療・研究開発センターが実施する研修に中核拠点病院の医師等を派遣しています。

- 4 治療協力医療機関カンファレンス（症例検討会）の開催
- エイズ医療体制の強化を図るため、エイズ治療拠点病院の医師等を対象にカンファレンスを開催しています。

- 5 保健所等におけるHIV抗体検査の実施
- エイズは無症候期が通常約10年と非常に長い疾病であることから、感染を防止するためにには、この無症候期の感染者の早期発見が重要です。そこで、全保健所において、感染不安者に対する無料匿名のHIV抗体検査を実施しています。
 - 医療機関での検査を希望する受検者のために、検査を（国）名古屋医療センターに委託して実施しています。

ンターエイズ治療・研究開発センターが実施する研修に中核拠点病院の医師等を派遣しています。

- 4 治療協力医療機関カンファレンス（症例検討会）の開催
- エイズ医療体制の強化を図るため、エイズ治療拠点病院の医師等を対象にカンファレンスを開催しています。

- 5 保健所等におけるHIV抗体検査の実施
- エイズは無症候期が通常約10年と非常に長い疾病であるとともに、感染を防止するたまには、この無症候期の感染者の早期発見が重要です。そこで、全保健所において、感染不安者に対する無料匿名のHIV抗体検査を実施しています。
 - 医療機関での検査を希望する受検者のために、検査を（国）名古屋医療センターに委託して実施しています。

【今後の方策】

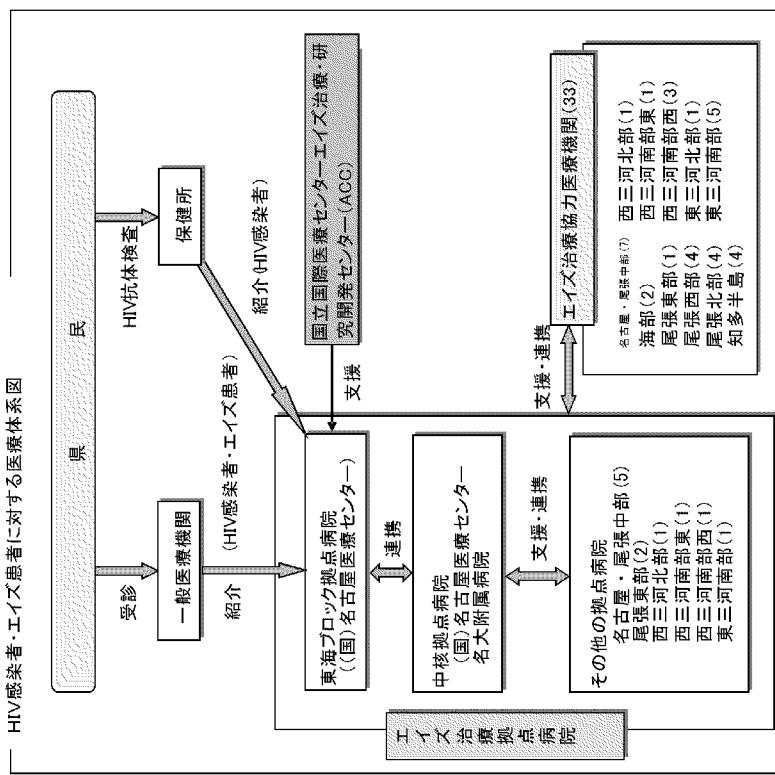
- HIV感染者やエイズ患者の発生動向に留意し、青少年や同性愛者を対象とした知識啓発を進めます。
- プロック拠点病院及び中核拠点病院と連携し、県内の多くの医療機関において、HIV感染者、エイズ患者の受入れが進むようにします。

【今後の方策】

- 検査の実施にあたっては、受検者のプライバシーに十分に配慮する必要がございます。また、受検者のニーズに合わせ、検査当日に結果が判明する即日検査や休日検査を増やすなど、受検機会の拡大を図る必要があります。

HIV感染者・エイズ患者に対する医療体系図

HIV感染者・エイズ患者に対する医療体系図



【体系図の説明】

- 県内の全ての保健所において、無料・匿名によるHIV抗体検査が行われています。
- ブロック拠点病院には、HIV診療に係る専門外来が設置されています。
- 中核拠点病院の役割として、県内の拠点病院等の医療従事者等に対する各種研修が実施され、エイズ診療にあたる人材の育成が図られています。

【体系図の説明】

- 県内の全ての保健所において、無料・匿名によるHIV抗体検査が行われています。
- ブロック拠点病院には、HIV診療に係る専門外来が設置されています。
- 中核拠点病院の役割として、県内の拠点病院等の医療従事者等に対する各種研修が実施され、エイズ診療にあたる人材の育成が図られています。

表2-8-5 エイズ治療拠点病院（平成31年4月1日時点）

医療圏	エイズ治療拠点病院	医療圏	エイズ治療拠点病院
市立東部医療センター	尾張西部	市立東部医療センター	尾張西部
第一赤十字病院	尾張北部	第一赤十字病院	尾張北部
②○(国)名古屋医療センター	知多半島	○(国)名古屋医療センター	知多半島
○名大附属病院	西三河北部	トヨタ記念病院	西三河北部
第二赤十字病院	西三河南部東	○名大附属病院	西三河南部東
名市大病院	西三河南部東	名市大病院	西三河南部東
(国)東名古屋病院	西三河南部西	(国)東名古屋病院	西三河南部西
大同病院	東三河北部	大同病院	東三河北部
海部	東三河南部	豊橋市民病院	東三河南部
尾張東部	愛知県大病院	愛知県大病院	豊橋市民病院
	○東海ブロック拠点病院	○東海ブロック拠点病院	○中核拠点病院

用語の解説

- HIV感染者

HIV(Human Immunodeficiency Virus)に感染しているが、ニューモシスティス肺炎、カンジダ症、カボジ肉腫、トキソプラズマ脳症などエイズ(後天性免疫不全症候群 AIDS Acquired Immunodeficiency Syndrome)診断指標疾患の発症には至っていない者。
- エイズ患者

HIVに感染し、ニューモシスティス肺炎、カンジダ症、カボジ肉腫、トキソプラズマ脳症などエイズ診断指標疾患を発症した者。
- エイズ治療拠点病院

エイズに関する専門的な医療の提供、情報の収集と地域における他の医療機関への情報提供、地域内の医療従事者に対する教育等の機能を有する病院で県が選定。
- ブロック拠点病院[東海ブロック：岐阜県、静岡県、三重県、愛知県]

全国を8ブロックに区分し、ブロック内の中核拠点病院を支援する病院として国が選定。
- 中核拠点病院

拠点病院を文書する病院として、各都道府県が拠点病院の中から原則1か所を選定。

- 治療協力医療機関

エイズ治療拠点病院を選定する以前の昭和62(1987)年から愛知県が独自に選定。県主催のカンファレンス(研修)等に参加し、拠点病院等と連携を図るとともにエイズ診療に積極的に対応する医療機関。

用語の解説

- HIV感染者

HIV(Human Immunodeficiency Virus)に感染しているが、ニューモシスティス肺炎、カンジダ症、カボジ肉腫、トキソプラズマ脳症などエイズ(後天性免疫不全症候群 AIDS Acquired Immunodeficiency Syndrome)診断指標疾患の発症には至っていない者。
- エイズ患者

HIVに感染し、ニューモシスティス肺炎、カボジ肉腫、トキソプラズマ脳症などエイズ診断指標疾患を発症した者。
- エイズ治療拠点病院

エイズに関する専門的な医療の提供、情報の収集と地域における他の医療機関への情報提供、地域内の医療従事者に対する教育等の機能を有する病院で県が選定。
- ブロック拠点病院[東海ブロック：厚生省、通安城更生病院]

西三河南部東
- 東三河南部西
- 豊橋市民病院

用語の解説

- HIV感染者

HIV(Human Immunodeficiency Virus)に感染しているが、ニューモシスティス肺炎、カンジダ症、カボジ肉腫、トキソプラズマ脳症などエイズ(後天性免疫不全症候群 AIDS Acquired Immunodeficiency Syndrome)診断指標疾患の発症には至っていない者。
- エイズ患者

HIVに感染し、ニューモシスティス肺炎、カボジ肉腫、トキソプラズマ脳症などエイズ診断指標疾患を発症した者。
- エイズ治療拠点病院

エイズに関する専門的な医療の提供、情報の収集と地域における他の医療機関への情報提供、地域内の医療従事者に対する教育等の機能を有する病院で県が選定。
- ブロック拠点病院[東海ブロック：厚生省、通安城更生病院]

西三河南部東
- 東三河南部西
- 豊橋市民病院

表2-8-5 エイズ治療拠点病院（平成29年4月1日時点）

医療圏	エイズ治療拠点病院	医療圏	エイズ治療拠点病院
市立東部医療センター	尾張西部	市立東部医療センター	尾張西部
第一赤十字病院	尾張北部	第一赤十字病院	尾張北部
②○(国)名古屋医療センター	知多半島	○(国)名古屋医療センター	知多半島
○名大附属病院	西三河北部	トヨタ記念病院	西三河北部
第二赤十字病院	西三河南部東	○名大附属病院	西三河南部東
名市大病院	西三河南部東	名市大病院	西三河南部東
(国)東名古屋病院	西三河南部西	(国)東名古屋病院	西三河南部西
大同病院	東三河北部	厚生連安城更生病院	東三河北部
海部	東三河南部	豊橋市民病院	東三河南部
尾張東部	愛知県大病院	藤田保健衛生大病院	豊橋市民病院
	○東海ブロック拠点病院	○東海ブロック拠点病院	○中核拠点病院

3 結核対策

【現状と課題】

課題

現状

1 結核の発生動向

- 我が国は、欧米先進国と比べり患者率が高く、中まん延国に位置付けられています。
- 新登録患者数及び患者率（人口 10 万人 対）は、共に「結核緊急事態宣言」が出された平成 11(1999) 年をピークに減少して いるものの、本県の令和元(2019) 年の新登録患者数は 1,024 人で、り患者率は 13.6 と全国で 6 番目 に高い状況です。（表 2-8-6）
- 感染の危険性が高い喀痰塗抹陽性肺結核患者のり患者率は、令和元(2019) 年は 4.5 と全国に比べ高い状況です。（表 2-8-6）
- 県内の市町村別のり患者率状況をみると、名古屋市及びその周辺地域のり患者率が高い傾向にあります。
- 新登録患者の年齢構成の推移をみると、60 歳以上の高年齢層が年々増加しており、令和元(2019) 年には、全体の 66.9% を占め、特に 80 歳以上が 42.5% となっています。（図 2-8-①）
- また、新登録患者のうち、外国出生者の割合が年々増加しており、令和元(2019) 年には、全体の 17.7% を占め、特に 20・30 歳代で増えています。（図 2-8-②）
- 学校、病院、高齢者福祉施設等での患者登録があります。

第 2 節 公的病院等の役割を踏まえた医療機関相互の連携のあり方

【現状と課題】

課題

現状

1 結核の発生動向

- | | |
|---|--|
| <p>○ 我が国は、欧米先進国と比べり患者率が高く、中まん延国に位置付けられています。</p> <p>○ 新登録患者数及び患者率（人口 10 万人 対）は、共に「結核緊急事態宣言」が出された平成 11(1999) 年をピークに減少しているものの、本県の<u>平成 28 年</u>の新登録患者数は <u>1,270</u> 人で、り患者率は <u>16.9</u> と全国で <u>3 番目に</u> 高い状況です。（表 2-8-6）</p> <p>○ 感染の危険性が高い喀痰塗抹陽性肺結核患者のり患者率は、<u>平成 28(2016) 年は 6.4</u> と全国に比べ高い状況です。（表 2-8-6）</p> <p>○ 県内の市町村別のり患者率状況をみると、名古屋市及びその周辺地域のり患者率が高い傾向にあります。</p> <p>○ 新登録患者の年齢構成の推移をみると、60 歳以上の高年齢層が年々増加しており、<u>平成 28(2016) 年には、全体の 72.8% を占めています</u>。（図 2-8-①）</p> <p>○ 外国出生者に重点をおいた取り組みが必要です。</p> <p>○ 集団感染予防の取組が必要です。</p> <p>○ 学校、病院、高齢者福祉施設等での患者登録があります。</p> | <p>○ 「愛知県感染症予防計画」及び「愛知県結核対策第一プラン」に基づき、結核対策を総合的に推進していくことが必要です。</p> <p>○ 新登録患者数及び患者率（人口 10 万人 対）は、共に「結核緊急事態宣言」が出された平成 11(1999) 年をピークに減少しているものの、本県の<u>平成 28 年</u>の新登録患者数は <u>1,270</u> 人で、り患者率は <u>16.9</u> と全国で <u>3 番目に</u> 高い状況です。（表 2-8-6）</p> <p>○ 紹介</p> <p>○ 集団感染予防の取組が必要です。</p> <p>○ 市町村等が定期の健康診断や予防接種を適切に実施できるよう、結核対策に関する確かな情報提供が必要です。</p> <p>○ 保健所が、医療機関の届出に基づき結核患者を登録し、家庭訪問指導や検診等により病状、受療状況等の把握をしてい関係団体との連携を一層強化</p> |
|---|--|

ます。また、患者管理情報を結核発生動向調査としてまとめ、結核対策に活用しています。	○ 結核患者を確実に治療終了とするとともに、患者発生時の迅速かつ的確な対応、健康診断の実施の徹底等を図ることができます。	○ 結核治療が長期化することにより、治療を中断する率が高くなります。結核治療が長期化する高齢の結核患者や糖尿病等の合併症を持つ結核患者に対し、確実に治療終了に結びつけるため、医療機関と保健所が連携して DOTS を行うことが必要です。	○ 結核治療が長期化することにより、治療を中断する率が高くなります。結核治療が長期化する高齢の結核患者や糖尿病等の合併症を持つ結核患者に対し、確実に治療終了に結びつけるため、医療機関と保健所が連携して DOTS を行うことが必要です。
○ 結核患者を確実に治療終了とするとともに、患者発生動向調査としてまとめ、結核対策に活用しています。	○ 結核医療については、「結核医療の基準」に基づく適正医療の普及・促進に努め、患者の入院勧告・適正医療等を感染症診査協議会において審議するとともに、医療費の公費負担を行っています。	○ 結核患者を確実に治療終了とするとともに、患者発生動向調査としてまとめ、結核対策に活用します。	○ 結核患者を確実に治療終了とするとともに、患者発生動向調査としてまとめ、結核対策に活用します。
○ 結核患者を確実に治療終了とするとともに、患者発生動向調査としてまとめ、結核対策に活用しています。	○ 結核医療については、「結核医療の基準」に基づく適正医療の普及・促進に努め、患者の入院勧告・適正医療等を感染症診査協議会において審議するとともに、医療費の公費負担を行っています。	○ 各種研修会による人材養成や啓発資料の配布により正しい知識の普及を行います。	○ 各種研修会による人材養成や啓発資料の配布により正しい知識の普及を行います。
○ 結核病床を確実に治療終了とするとともに、患者発生動向調査としてまとめ、結核対策に活用しています。	○ 結核医療については、「結核医療の基準」に基づく適正医療の普及・促進に努め、患者の入院勧告・適正医療等を感染症診査協議会において審議するとともに、医療費の公費負担を行っています。	○ 県全域で適正な医療提供を図るために、知事が基準病床数を算定することになります。	○ 結核病床を確実に治療終了とするとともに、患者発生動向調査としてまとめ、結核対策に活用します。
○ 結核病床を確実に治療終了とするとともに、患者発生動向調査としてまとめ、結核対策に活用しています。	○ 結核医療については、「結核医療の基準」に基づく適正医療の普及・促進に努め、患者の入院勧告・適正医療等を感染症診査協議会において審議するとともに、医療費の公費負担を行っています。	○ 結核許可病床数は、患者数の減少とそれによ伴う結核病床の廃止により、平成29(2017)年10月1日現在 200床になります。(表2-8-7)	○ 結核病床を確実に治療終了とするとともに、患者発生動向調査としてまとめ、結核対策に活用します。
○ 結核病床を確実に治療終了とするとともに、患者発生動向調査としてまとめ、結核対策に活用しています。	○ 結核医療については、「結核医療の基準」に基づく適正医療の普及・促進に努め、患者の入院勧告・適正医療等を感染症診査協議会において審議するとともに、医療費の公費負担を行っています。	○ 合併症が重症あるいは専門的高度医療または特殊医療を必要とする結核患者などを取容するための結核患者収容モデル事業が実施されています。(表2-8-8)	○ 患者中心の医療提供を行う観点から、地域ごとに合併症治療を主に担う基幹病院を実情に応じて確保することが必要です。

【今後の方策】

- 結核の対応については、発症のリスク等に応じた効率的な健康診断、初発患者の周辺の接触者健康診断、有症状時の早期受療の勧奨、結核患者に対する適正な医療の提供、治療完遂に向けた患者支援に引き続き取り組んでいきます。
- 県は名古屋市、中核市その他の市町村と連携を図り、医療機関等の協力を得ながら、地域の実情に即して予防対策、適正な医療提供、知識普及などの結核対策を総合的に推進します。
- 行政と医療機関の連携により、発見した患者を確実に治療終了するよう支援するDOTS（直接服薬確認療法）事業を推進します。

【今後の方策】

- 結核の対応については、発症のリスク等に応じた効率的な健康診断、初発患者の周辺の接触者健康診断、有症状時の早期受療の勧奨、結核患者に対する適正な医療の提供、治療完遂に向けた患者支援に引き続き取り組んでいきます。
- 県は名古屋市、中核市その他の市町村と連携を図り、医療機関等の協力を得ながら、地域の実情に即して予防対策、適正な医療提供、知識普及などの結核対策を総合的に推進します。
- 行政と医療機関の連携により、発見した患者を確実に治療終了するよう支援するDOTS（直接服薬確認療法）事業を推進します。

表2-8-6 主な結核指標の推移

区分	新登録患者数		り 患 率		喀痰塗抹陽性肺結核患者数		り 患 率		喀痰塗抹陽性肺結核患者数		り 患 率		
	愛知県	全 国	愛知県	全 国	愛知県	全 国	愛知県	全 国	愛知県	全 国	愛知県	全 国	
平成 22	1,664	23,261	22.5	18.2	633	9,019	8.5	7.0	平成 19	1,682	25,311	22.9	19.8
23	1,526	22,681	20.6	17.7	589	8,654	7.9	6.8	20	1,689	24,760	22.8	19.4
24	1,419	21,283	19.1	16.7	557	8,237	7.5	6.5	21	1,658	24,170	22.4	19.0
25	1,424	20,495	19.1	16.1	598	8,119	8.0	6.4	22	1,664	23,261	22.5	18.2
26	1,305	19,615	17.5	15.1	521	7,651	7.0	6.0	23	1,526	22,681	20.6	17.7
27	1,199	18,280	16.0	14.4	458	7,131	6.1	5.6	24	1,419	21,283	19.1	16.7
28	1,270	17,625	16.9	13.9	478	6,642	6.4	5.2	25	1,424	20,495	19.1	16.1
29	1,074	16,789	14.3	13.3	401	6,359	5.3	5.0	26	1,305	19,615	17.5	15.4
30	1,126	15,590	14.9	12.3	399	5,781	5.3	4.6	27	1,199	18,280	16.0	14.4
令和元	1,024	14,460	13.6	11.5	339	5,231	4.5	4.1	28	1,270	17,625	16.9	13.9

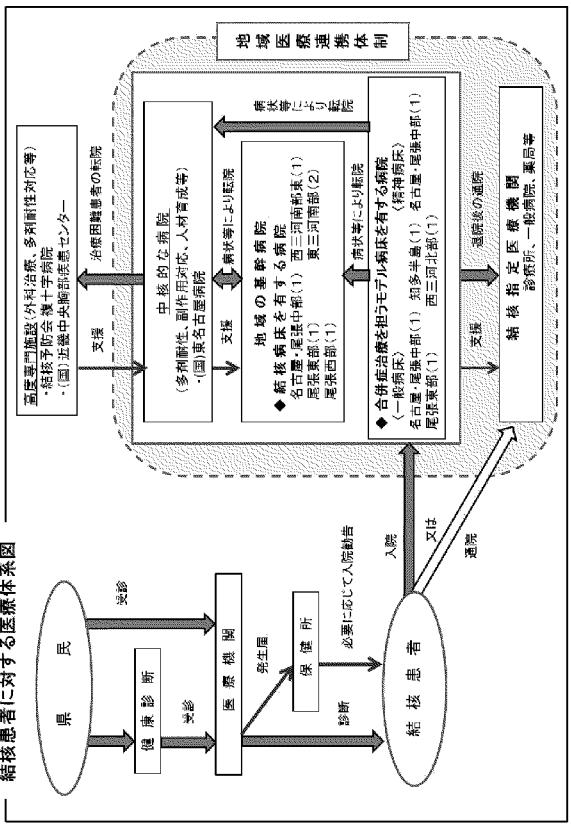
資料：愛知の結核2019（愛知県保健部）及び肺核の統計2020（公益財團法人結核予防会）

表2-8-6 主な結核指標の推移

区分	新登録患者数		り 患 率		喀痰塗抹陽性肺結核患者数		り 患 率		喀痰塗抹陽性肺結核患者数		り 患 率		
	愛知県	全 国	愛知県	全 国	愛知県	全 国	愛知県	全 国	愛知県	全 国	愛知県	全 国	
平成 19	1,682	25,311	22.9	19.8	619	10,204	8.4	8.0	平成 20	1,689	24,760	22.8	19.4
20	1,689	24,760	22.8	19.4	627	9,809	8.5	7.7	21	1,658	24,170	22.4	19.0
22	1,664	23,261	22.5	18.2	633	9,675	8.5	7.6	23	1,526	22,681	20.6	17.7
24	1,419	21,283	21.7	18.7	557	8,237	7.5	6.5	24	1,419	21,283	19.1	16.7
25	1,424	20,495	19.1	16.1	598	8,119	8.0	6.4	25	1,424	20,495	19.1	16.1
26	1,305	19,615	17.5	15.1	521	7,651	7.0	6.0	26	1,305	19,615	17.5	15.4
27	1,199	18,280	16.0	14.4	458	7,131	6.1	5.6	27	1,199	18,280	16.0	14.4
28	1,270	17,625	16.9	13.9	478	6,642	6.4	5.2	28	1,270	17,625	16.9	13.9
29	1,074	16,789	14.3	13.3	401	6,359	5.3	5.0	30	1,024	14,460	13.6	11.5
30	1,126	15,590	14.9	12.3	399	5,781	5.3	4.6	令和元	1,024	14,460	13.6	11.5

資料：愛知の結核2016（愛知県保健部）及び肺核の統計2017（公益財團法人結核予防会）

結核患者に対する医療体系図



【体系図の説明】

○ 感染症法では、結核に係る定期の健康診断について、それを行う者、その対象者を規定しており、対象者は健康診断を受けなければならないとしています。

○ 勘告入院の対象となる結核患者は、「まん延を防止するため必要がある」と認めるととされており、具体的には呼吸器等に症状があり、喀痰検査の結果が陽性であるときなどとされています。

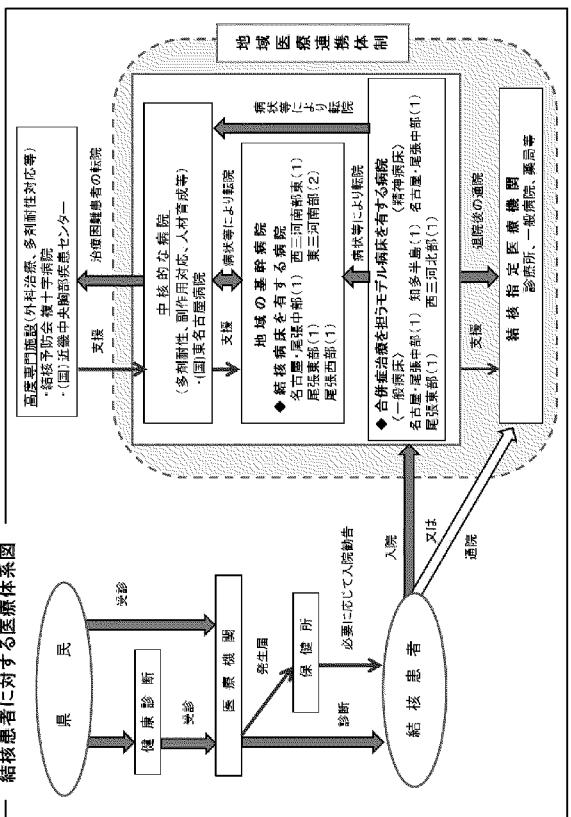
○ 高度専門施設は、外科治療等の結核の高度専門医療を担うことができる施設であり、中核的な病院でも治療が困難な患者を受け入れ、また、他の病院に対する技術的な支援を行なうなど地域医療連携体制の支援を行ないます。

○ 結核指定医療機関は、結核患者の面会医療を担当するものであり、感染症法に基づき、都道府県知事等が指定します。なお、この指定を受けなければ公費負担医療を担当することができません。

片語の解説

- 新登録患者
結核患者が発生すると、診断した医師からの届出により保健所において患者登録されますが、その年に新たに保健所で登録された患者を新登録患者といいます。
- 感染症検査協議会
感染症患者に対する入院勧告、医療費公費負担申請の内容等について審議を行う機関です。
- DOTS (Directly Observed Treatment Shortcourse: 直接服薬確認療法)
患者が服薬することを基本とした、治療に遂に向けて患者を支援する取組です。
- 結核患者収容モデル事業
結核患者の高齢化等に伴つて複雑化する高度な合併症を有する結核患者又は入院を要する精神障害者である結核患者に対して、医療上の必要性から、一般病床又は精神科病床において収容治療するための、より適切な基準を策定するために行なわれている事業です。

結核患者に対する医療体系図



【体系図の説明】

○ 感染症法では、結核に係る定期の健康診断について、それを行う者、その対象者を規定しており、対象者は健康診断を受けなければならないとしています。

○ 勘告入院の対象となる結核患者は、「まん延を防止するため必要がある」と認めるととされており、具体的には呼吸器等に症状があり、喀痰検査の結果が陽性であるときなどとされています。

○ 高度専門施設は、外科治療等の結核の高度専門医療を担うことができる施設であり、中核的な病院でも治療が困難な患者を受け入れ、また、他の病院に対する技術的な支援を行なうなど地域医療連携体制の支援を行ないます。

○ 結核指定医療機関は、結核患者の面会医療を担当するものであり、感染症法に基づき、都道府県知事等が指定します。なお、この指定を受けなければ公費負担医療を担当することができません。

- 片語の解説
- 新登録患者
結核患者が発生すると、診断した医師からの届出により保健所において患者登録されますが、その年に新たに保健所で登録された患者を新登録患者といいます。
- 感染症検査協議会
感染症患者に対する入院勧告、医療費公費負担申請の内容等について審議を行う機関です。
- DOTS (Directly Observed Treatment Shortcourse: 直接服薬確認療法)
患者が服薬することを基本とした、治療に遂に向けて患者を支援する取組です。
- 結核患者収容モデル事業
結核患者の高齢化等に伴つて複雑化する高度な合併症を有する結核患者又は入院を要する精神障害者である結核患者に対して、医療上の必要性から、一般病床又は精神科病床において収容治療するための、より適切な基準を策定するために行なわれている事業です。

愛知県地域保健医療計画 中間見直し 新旧対照表

※図・表の修正は煩雑になるためタイトルに下線・マーカーをしています

		新	旧
4 新型インフルエンザ対策			
【現状と課題】		現 状	現 状
		課 題	課 題
1	新型インフルエンザ発生の危惧		
4	新型インフルエンザ対策	【現状と課題】	【現状と課題】
1	従来から新型インフルエンザへの変異が危惧されている鳥インフルエンザ(H5N1又はH7N9)について、ヒトへの感染を引き起こしていることから、新型インフルエンザへの変異に備え、対策を講じておく必要があります。	従来から新型インフルエンザへの変異が危惧されている鳥インフルエンザ(H5N1又はH7N9)について、ヒトへの感染を引き起こしていることから、新型インフルエンザへの変異に備え、対策を講じておく必要があります。	従来から新型インフルエンザへの変異が危惧されている鳥インフルエンザ(H5N1又はH7N9)について、ヒトへの感染を引き起こしていることから、新型インフルエンザへの変異に備え、対策を講じておく必要があります。
2	行動計画等の策定		
2	行動計画等の策定	新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成25(2013)年4月13日に施行されたことに伴い、平成17(2005)年に策定した行動計画の見直しを行い、政府行動計画に連動した「愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成25(2013)年11月に新たに策定しました。また、愛知県新型インフルエンザ等対策本部条例を、特措法の施行に合わせて、平成25(2013)年4月13日に施行しました。	新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成25(2013)年4月13日に施行されたことに伴い、平成17(2005)年に策定した行動計画の見直しを行い、政府行動計画に連動した「愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成25(2013)年11月に新たに策定しました。また、愛知県新型インフルエンザ等対策本部条例を、特措法の施行に合わせて、平成25(2013)年4月13日に施行しました。
3	医療体制の整備		
3	医療体制の整備	○ 海外での人の鳥インフルエンザ(H5N1又はH7N9)の発生状況等について、情報収集していく必要があります。	○ 家きん等に鳥インフルエンザ(H5N1又はH7N9)が発生した場合は、関係部局が連携を図り、人への感染を未然に防ぐ必要があります。
4	行動計画等の策定	○ 開する最新の科学的な知識を取り入れて、見直す必要がありますので、政府行動計画の改定等を踏まえ、適時適切に行動計画を変更していく必要があります。	○ 行動計画では、新型インフルエンザ等の県レベルでの発生段階を県内未発生期、県内発生早期及び県内感染期の3段階に分け、各段階に応じた対策を定めています。(表2-8-10)

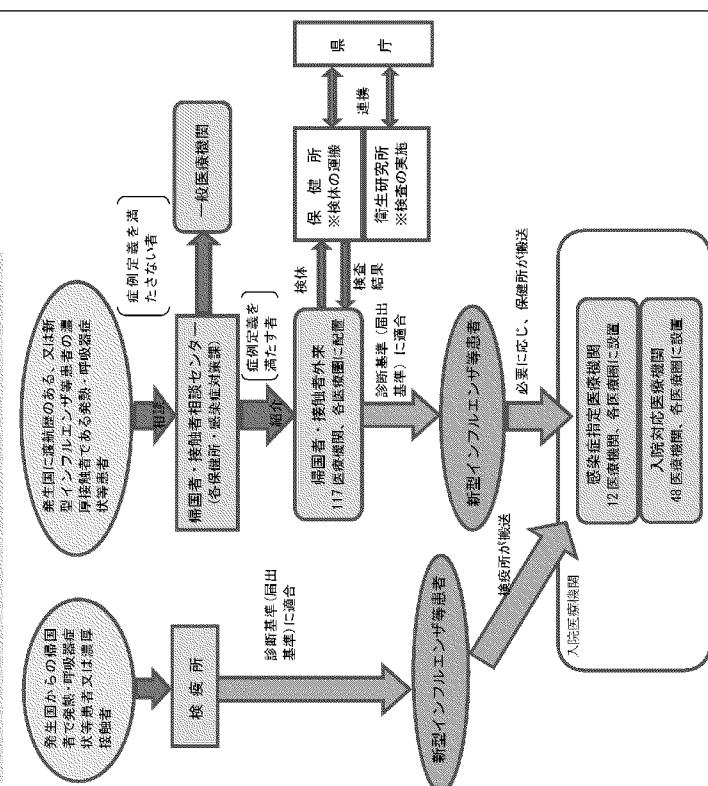
【今後の方策】

- 新型インフルエンザ等の発生に備え、県民への適切な医療を提供する体制や保健所等の体制の整備等を進めています。
- 県民等へ新型インフルエンザ等の正しい知識等の普及啓発に努めます。

【今後の方策】

- 新型インフルエンザ等の発生に備え、県民への適切な医療を提供する体制や保健所等の体制の整備等を進めています。
- 県民等へ新型インフルエンザ等の正しい知識等の普及啓発に努めます。

新型インフルエンザ等患者に対する医療体制図（県内発生早期）

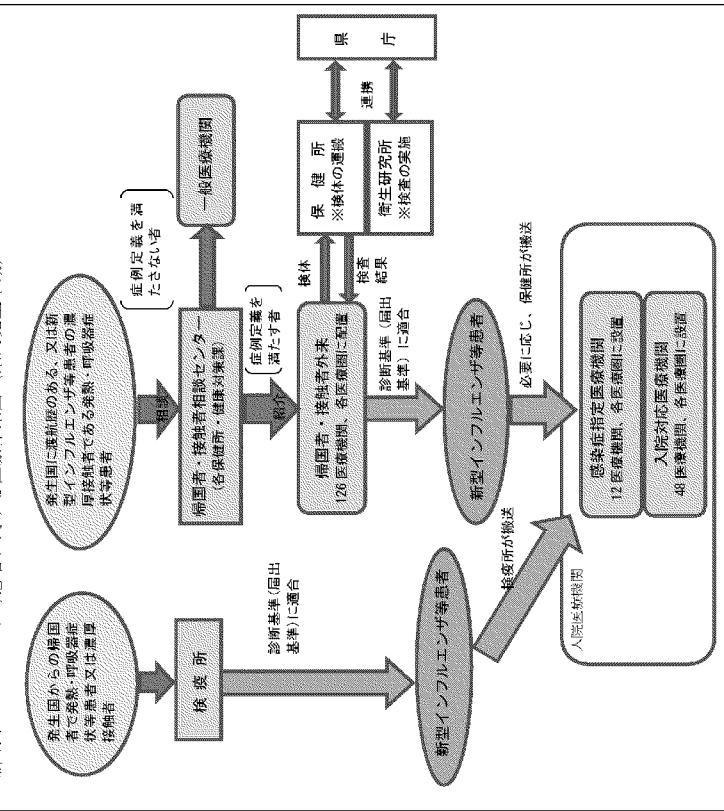


(※各医療機関数は平成31年4月1日時点)

【体系図の説明】

- 県内発生早期とは、県内で患者が発生しているものの、県内の患者の接觸歴が疫学調査で追うことができる状態をいいます。なお、患者数が増え、患者の接觸歴が疫学調査で追うことができなくなった段階で、県内感染期に移行します。
- 検疫所では、検疫法に基づき診察が行われ、患者であることが確認された場合には、同法に基づき、患者に対して隔離等の措置（入院）が行われます。

新型インフルエンザ等患者に対する医療体制図（県内発生早期）



- 県内発生早期とは、県内で患者が発生しているものの、県内の患者の接觸歴が疫学調査で追うことができる状態をいいます。なお、患者数が増え、患者の接觸歴が疫学調査で追うことができなくなった段階で、県内感染期に移行します。
- 検疫所では、検疫法に基づき診察が行われ、患者であることが確認された場合には、同法に基づき、患者に対して隔離等の措置（入院）が行われます。

- 帰国者・接触者相談センターは、海外で新型インフルエンザ等が発生した段階（海外発生期）で各保健所等に設置し、有症者のトリアージを行います。なお、帰国者・接触者外来も海外発生期に設置し、患者の診察を行います。
- 患者の発生初期においては、感染症指定医療機関に入院を勧告しますが、感染症指定医療機関で対応できなくなった段階で、入院対応医療機関への入院勧告を行います。

表2-8-10 新型インフルエンザ等の発生段階における主な対策

発生段階	発生段階	主な対策
感染拡大防止策の準備		
県内未発生期	県内未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口、県民への情報提供体制の強化 ・医療機関による対策本部の設置※
県内発生早期	県内発生早期	<p>積極的な感染拡大防止策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者の人院措置、濃厚接触者への外州白痴要請等を実施 ・学校、保育施設等の臨時休業等を要請 ・患者の全数把握、学校等での集団発生の把握を強化 ・住民に不要不急の外出自粛を要請※（県内感染者も継続） ・学校等の施設の使用制限※（県内感染者も継続）
県内感染期	県内感染期	<p>報告警戒を中心とした対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家の意見を踏まえ、県と協議の上、黒内感染期への移行を決定、周知 ・一般の医療機関での診療に切り替え（「帰国者・接触者外来」等の廃止） ・患者の全数把握を停止（サーベイランスの縮小） ・患者の入院勧告の停止（重症者は自己療養、重症者は入院） ・必要に応じて、県の備蓄する抗インフルエンザワイルス薬を放出 ・臨時の医療施設の設置※ ・緊急物資の迅速※ ・物資の充てしの要請※ ・生活関連物資等の価格の安定※

※特措法第32条第1項に基づく緊急事態宣言がされている場合の措置

表2-8-11 新型インフルエンザワイルス薬の備蓄状況

年度	タミフルCap	タミフルDS	リシナフ	イチタク	アゼタブ	単位：人分
H18	283,000	—	—	—	—	283,000
H19	305,000	—	—	—	—	305,000
H21	412,000	51,400	—	—	—	463,400
H22	189,300	—	—	—	—	189,300
H23	189,300	25,700	—	—	—	215,000
H24	—	—	—	—	—	—
H25	—	113,400	—	—	—	113,400
H26	—	113,400	—	—	—	113,400
H27	—	—	—	—	—	—
H28	(△280,200)	72,650	—	54,900 (△152,650)	—	—
H29	(△305,000)	115,350	—	12,200 (△17,450)	—	—
R1	(△412,000)	—	(△51,400)	141,500 (△321,900)	—	—
合計	381,400	188,000	252,500	141,500 67,100	303,900 —	67,100 1,352,400

用語の解説

- 鳥インフルエンザ（H5N1又はH7N9）
鳥インフルエンザウイルスは、カモやアヒルなどの水禽類が保有しているとされるウイルスで、そのウイルスの型であるH5N1型又はH7N9型のウイルスは、鳥などが感染すると高い病原性を示すことが知られている。人はこのウイルスに感染しにくいといわれているが、感染した鳥やそれらの排泄物との接触等介してウイルスに曝露されると、まれに感染することがあり、重篤な症状を示すことがある。
現在、日本国内で、鳥インフルエンザ（H5N1又はH7N9）が人に感染した事例はないが、国内で発生した場合は、感染症法に基づき、「類感染症」として入院勧告、就業制限等の措置が実施される。
- 入院対応医療機関
感染症法第19条第1項に基づく入院勧告を受けた新型インフルエンザ等の患者（疑いを含む。）の入院を受け入れる医療機関（感染症指定医療機関を除く。）

用語の解説

- 鳥インフルエンザ（H5N1又はH7N9）
鳥インフルエンザウイルスは、カモやアヒルなどの水禽類が保有しているとされるウイルスで、そのウイルスの型であるH5N1型又はH7N9型のウイルスは、鳥などが感染すると高い病原性を示すことが知られている。人はこのウイルスに感染しにくいといわれているが、感染した鳥やそれらの排泄物との接触等介してウイルスに曝露されると、まれに感染することがあり、重篤な症状を示すことがある。
現在、日本国内で、鳥インフルエンザ（H5N1又はH7N9）が人に感染した事例はないが、国内で発生した場合は、感染症法に基づき、「類感染症」として入院勧告、就業制限等の措置が実施される。
- 入院対応医療機関
感染症法第19条第1項に基づく入院勧告を受けた新型インフルエンザ等の患者（疑いを含む。）の入院を受け入れる医療機関（感染症指定医療機関を除く。）